

栃木県会計年度任用職員（業務支援員）募集要項

栃木県保健福祉部健康増進課では、会計年度任用職員（業務支援員）の募集を行います。

1 採用予定人員、勤務場所及び仕事の内容

採用予定人員	勤務場所	仕事の内容
1 名	栃木県保健福祉部健康増進課 宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号 (本館 5 階南側)	○健康長寿推進班の業務に関する補助業務 ・栄養士・管理栄養士の免許申請業務の補助 ・班の庶務に関する事務の補助 ・その他、班の業務の支援に関すること

2 勤務条件

- (1) 任用期間 令和 7 (2025) 年 11 月 1 日から令和 8 (2026) 年 3 月 31 日まで
なお、採用後、1 か月間は条件付採用期間（試用期間）となります。
1 か月の勤務日数が 15 日間に満たない場合には、15 日間に達するまで延長します。
- (2) 勤務時間 月曜日から金曜日（週 30 時間）
午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで
午後 0 時から午後 1 時まででは休憩時間です。
原則、時間外勤務はありません。
- (3) 休 日 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日
- (4) 給 与
ア 月 額 142,064 円
イ 地域手当 5,398 円 当方規程により毎月支給します。
ウ 通勤手当 当方規程により通勤手当を支給します。
- (5) 有給休暇 忌引き休暇ほか
- (6) 社会保険 雇用保険、共済組合（短期給付）、厚生年金保険に加入します。
災害補償については、「労働者災害補償保険法」又は「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」によります。
- (7) 服 務 地方公務員法が適用となり、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課されることになります。

3 募集対象

次の(1)から(3)の全てを満たす人

- (1) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない人（次のいずれにも該当しない人）
ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
イ 栃木県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない人
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (2) パソコン操作（ワード、エクセル、パワーポイント、メールソフト等）が可能な人
- (3) 積極的に業務に取り組む意欲がある人

4 受付期間

令和 7 (2025) 年 10 月 17 日（金）から令和 7 (2025) 年 10 月 24 日（金）

※ 応募者を一定数確保できた場合は受付期間前に募集を締め切ることがあります。

5 選考方法

書類審査のほか、就労への意欲や適性などについて個別に面接を行います。

- (1) 日 時 個別に御連絡いたします。
- (2) 場 所 栃木県庁本館 5 階（保健福祉部健康増進課内）

6 申込方法

公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）に申し込みの上（県ホームページで閲覧した場合を除く）、次の書類を下記の送付先まで郵送するか持参してください。【令和 7（2025）年 10 月 24 日（金）必着】

- (1) ハローワークの紹介状（県ホームページで閲覧した場合を除く）
- (2) 履歴書（写真付）
 - ※ 履歴書は市販のもので結構です。
 - ※ 自筆で必要事項を記入してください。
 - ※ 面接日程の調整等に使用しますので、日中連絡可能な電話番号を必ず記載してください。
 - ※ 持参の場合には、平日の 8:30～17:15 の間にお越しください。
 - ※ 郵送の場合には、表に「会計年度任用職員選考申込」と書いた封筒に入れてください。
 - ※ 提出された書類は返却しません。
なお、採用されなかった応募者の書類は破棄しますので御了承ください。

○応募書類の送付・提出先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号（本館 5 階）
栃木県保健福祉部健康増進課 がん・生活習慣病担当

7 結果の発表

選考結果については、面接の 1 週間後までに御連絡いたします。

栃木県庁案内図



交通機関利用の場合

➤ J R宇都宮駅西口バスターミナル

バスターミナル「乗り場番号：1番, 2番, 6番, 7番, 11番, 12番, 13番, 38番」で乗車

「乗り場番号：1番, 2番, 6番, 7番, 11番, 12番, 13番」発のバスの場合は、「県庁前」で下車、徒歩で本町交差点を北進5分(0.4Km)

「乗り場番号：38番」発のバスの場合は、「栃木県庁舎前」で下車、徒歩で0分

➤ J R宇都宮駅より徒歩

駅西口から大通りを西進20分(1.4Km)、本町交差点を右折し、北進5分(0.4Km)

➤ 東武宇都宮駅より徒歩

駅東口から東進2分(0.2Km)、中央通り(県庁と宇都宮市役所を結ぶ南北の通り)を左折し、北進10分(0.8Km)

県庁舎配置図



問い合わせ先

栃木県保健福祉部健康増進課 がん・生活習慣病担当

電話 028-623-3095